

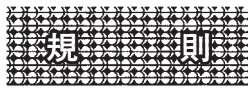


# 長野県報

4月21日(月)  
平成20年  
(2008年)  
第1958号

## 目次

<b>規 則</b>	
長野県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（自然保護課）	1
<b>告 示</b>	
国土調査法に基づく平成20年度地籍調査事業計画（農地整備課）	2
文化財保護条例に基づく長野県宝及び長野県無形民俗文化財の指定（文化財・生涯学習課）	3
<b>公 告</b>	
特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課NPO活動推進課）	3
一般競争入札（3件）（管財課）	3
一般競争入札（税務課）	6
調理師試験（食品・生活衛生課）	6
製菓衛生師試験（食品・生活衛生課）	7
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市計画課）	7
土地改良区清算人の退任の届出（農地整備課）	8
一般競争入札（議事課）	8



長野県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年4月21日

長野県知事 村 井 仁

### 長野県規則第23号

長野県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

長野県立自然公園条例施行規則（昭和35年長野県規則第53号）の一部を次のように改正する。

第7条第81号を同条第84号とし、同条第80号を同条第82号とし、同条の次に次の1号を加える。

- (83) 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更する行為（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の30日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）

- ア 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間
- イ 風致の維持のために行われる措置の内容
- ウ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限
- エ 工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を知事に通知する旨

第7条第79号を同条第81号とし、同条第63号から第78号までを2号ずつ繰り下げ、同条第62号を同条第63号とし、同条の次に次の1号を加える。

- (64) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採するために立ち入る行為

第7条第61号を同条第62号とし、同条第51号から第60号までを1号ずつ繰り下げ、同条第50号中「第4条第6項に掲げる」を「第5条第6項に掲げる」に改め、同条を同条第51号とし、同条第23号から第49号までを1号ずつ繰り下げ、同条第22号の次に次の1号を加える。

- (23) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採する行為

第10条第1号中「第6条第1号」を「第7条第1号」に、「第24号から第27号」を「第25号から第28号」に、「第37号から第40号」を「第38号から第41号」に、「第50号又は第51号」を「第51号又は第52号」に改め、同条第15号を同条第16号とし、同条第14号の次に次の1号を加える。

- (15) 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地その他の原状回

復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更する行為(一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の30日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。)

ア 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

イ 風景の維持のために行われる措置の内容

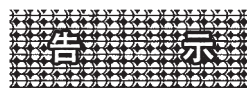
ウ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

エ 工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を知事に通知する旨

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

自然保護課



### 長野県告示第303号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、平成20年度地籍調査事業計画を次のとおり定めました。

平成20年4月21日

長野県知事 村 井 仁

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
長野市	長野市鬼無里、戸隠豊岡の各一部	平成21年3月31日まで
松本市	松本市中川の一部	〃
上田市	上田市仁古田、小泉、岡、御嶽堂、真田町長の各一部	〃
飯田市	飯田市上村、南信濃八重河内の各一部	〃
小諸市	小諸市丙の一部	〃
伊那市	伊那市伊那、伊那部、西箕輪、東春近の各一部	〃
大町市	大町市美麻の一部	〃
佐久市	佐久市中小田切、臼田、湯原の各一部	〃
千曲市	千曲市大字内川、大字上徳間の各一部	〃
南佐久郡佐久穂町	南佐久郡佐久穂町大字上の一部	〃
南佐久郡川上村	南佐久郡川上村大字居倉の一部	〃
北佐久郡御代田町	北佐久郡御代田町大字茂沢の一部	〃
小県郡長和町	小県郡長和町和田の一部	〃
小県郡青木村	小県郡青木村大字田沢の一部	〃
上伊那郡辰野町	上伊那郡辰野町大字小野の一部	〃
上伊那郡飯島町	上伊那郡飯島町田切の一部	〃
上伊那郡中川村	上伊那郡中川村片桐の一部	〃
下伊那郡阿南町	下伊那郡阿南町和合の一部	〃
下伊那郡売木村	下伊那郡売木村の一部	〃
下伊那郡天龍村	下伊那郡天龍村神原の一部	〃
下伊那郡大鹿村	下伊那郡大鹿村大字鹿塩の一部	〃
木曾郡上松町	木曾郡上松町大字荻原の一部	〃
木曾郡南木曾町	木曾郡南木曾町田立の一部	〃
木曾郡木祖村	木曾郡木祖村大字藪原の一部	〃
木曾郡大桑村	木曾郡大桑村大字殿の一部	〃
木曾郡木曾町	木曾郡木曾町福島、日義、開田高原末川、開田高原西野の各一部	〃
東筑摩郡筑北村	東筑摩郡筑北村坂北の一部	〃
北安曇郡白馬村	北安曇郡白馬村大字北城の一部	〃
下高井郡山ノ内町	下高井郡山ノ内町大字夜間瀬の一部	〃
下高井郡木島平村	下高井郡木島平村大字穂高、大字往郷の各一部	〃
上水内郡信州新町	上水内郡信州新町大字牧野島、大字日原東の各一部	〃